

# 第 15 期第 1 回かながわ国際政策推進懇話会議事録

日 時 令和 5 年 5 月 18 日 (木) 13:30～15:30

実施方法 オンライン会議システム「Zoom」

## 【会議次第】

- 1 委員自己紹介
- 2 会長・副会長の選任
- 3 議題
  - (1) 令和 5 年度「かながわ国際政策推進懇話会」について
  - (2) かながわ国際施策推進指針の改定について

## 【議事録】

事務局から傍聴人がいないことについて説明された。

### 1 委員自己紹介

各出席委員が自己紹介を行った。

### 2 会長・副会長の選任

会長・副会長の選任について、会長に柏崎委員、副会長に高橋委員を推薦する発言があり、就任について了承された。

### 3 議題

#### (1) 令和 5 年度「かながわ国際政策推進懇話会」について

##### (柏崎会長)

議題 1 「令和 5 年度「かながわ国際政策推進懇話会」について」、事務局より説明をお願いします。

##### (事務局から「資料 1」について説明)

##### (柏崎会長)

今、説明いただいた範囲のことについて、皆様から質問や御意見をいただきたいと思えます。

例えば、2「外国籍県民かながわ会議」との連携について、前期から継続の方は、実際に会議に出席されたり、そこで意見交換をしたり、提言を作っているときにコメントやアドバイスを求められたりということがあったかと思えます。

サリ委員については、逆の立場で、外国籍県民かながわ会議に出席した懇話会委員と話し合ったこともあると思えますので、進め方などお気づきの点があればお伺いできればと思

ます。

昨年度は、一度に全員が参加するのではなく、2、3回に分けて懇話会委員が出席する形をとっていたと思いますが、そのような方法で問題ないでしょうか。

### **(サリ委員)**

少し前までは、外国籍県民かながわ会議の委員として逆の立場で、懇話会委員の方々に会議に来ていただき、いろいろなアドバイスや御指摘をいただいた中で、非常に助かるということは分かっています。今回、私自身が同じ立場で外国籍県民かながわ会議のメンバーのサポートをしていきたいと思っています。

勝手ながら提案をさせていただきますが、前回は、外国籍県民かながわ会議から呼ばれた委員だけが出席することになっていました。外国籍県民かながわ会議の委員から、懇話会のこの委員の方に出席していただきたいとお願いしていましたが、正直、その委員の方で合っていたのか、その委員の方だけでよかったのかとは思っていました。懇話会委員の方の専門やどういったアドバイスをいただけるかということは、資料でいただいており、その資料をベースに選ばせていただきましたが、専門ではないが、アドバイスをいただける方は他にもいるかもしれないと思っています。そのため、懇話会委員全員と外国籍県民かながわ会議の委員全員の交流があってもよいのではないかと考えています。

過去に、外国籍県民かながわ会議と懇話会のあり方を検討して、私もその検討会のメンバーになっていました。元々、この2つの会議の交流があまりなかったのもう少し、この2つの会議の交流を深めた方がよいということで、前期のような形になっていました。もう少し深くこの2つの会議が関係していった方が、お互いの会議のためにはよいのではないかと考えていますので、御検討をお願いします。

### **(柏崎会長)**

具体的にこの連携をどのようなスケジュール感で、どのように行うかについては、まだ事務局で決めているものではないのでしょうか。

### **(サリ委員)**

今、私が話したことは、事務局も初めて聞いたと思うので、まだ考えてはいないと思います。今期の外国籍県民かながわ会議は3～4人が前期から委員を継続していると思いますが、新しいメンバーがほとんどなので、新しいメンバーは何をしてよいかほとんど分からないと思っています。やっと分かってきたころには、提言案ができあがる頃になってしまいます。継続した委員は2期目に何か貢献できると思いますが、1期でやめてしまう委員については、慣れるまでの時間をもたないようになっています。そこで、懇話会から何かインプットやプロアクティブできるものがあれば、行った方がよいのではないかと考えています。

### **(柏崎会長)**

提言案について懇話会に聴くというタイミングは1つありますが、もっと早い段階で懇談のようなことができれば役立つかもしれないという考え方もあるということだと思います。

### **(サリ委員)**

我々がどこまでプロアクティブできるものがあるかということにはなりますが、提言素案もできない状態で懇話会委員が入ってしまうとプレッシャーになるということもあると思いますので、外国籍県民かながわ会議が部会に分かれて、各部会でどのような提言をいくつくらいするのかということが決まってからでもよいと思っています。

### **(事務局)**

外国籍県民かながわ会議の進捗状況をお伝えしますと、今年の1月から開始をして、4月に2回目の会議を開催し、6月に第3回目の会議を開催する予定となっています。状況としましては、それぞれの委員の方に提言したいことを箇条書き程度で出していただいて、これから部会分けをするような段階となっています。外国籍県民かながわ会議の委員の方からは少し柔らかい段階で懇話会の方々に意見を聴きたいという話も出ていますので、夏か秋くらいには委員の皆様にご会議に御参加いただき、御意見をいただきたいと考えています。懇話会委員のリストを外国籍県民かながわ会議にお渡しして、外国籍県民かながわ会議が希望する分野について、懇話会委員の方へ出席いただく方法も考えられますが、前期では、懇話会委員との合同会議ということも行っていますので、今年度は、かながわ国際施策推進指針の議論もある中で、合同会議ができるかは分かりませんが、今期の2年間の中で、1～2回は全体での合同会議も行っていきたいと考えています。

### **(高橋委員)**

外国籍県民かながわ会議の中で、かながわ国際施策推進指針のことも議論されるのではないかと思います。その辺りのことを懇話会に共有されることはありますか。

外国籍県民の視点からの指針の捉え方や、指針をよりよいものにするために意見交換をする場があってもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

### **(事務局)**

事務局として考えていたこととしては、指針に関するパブリックコメントを秋くらいに行うことになっているので、そのタイミングで外国籍県民かながわ会議の委員の方へも情報提供をして意見をいただきたいと考えていました。ただ、高橋委員から御意見をいただいたように、外国籍県民かながわ会議との合同会議を設定するかについては、検討をさせていただきます。と思います。

### **(柏崎会長)**

パブリックコメントを行うときには、ある程度内容が固まっていて、意見を踏まえて修正するという形が想定されると思うので、もう少し早い段階で、どのようなことを取り込めばよいのかを外国籍県民かながわ会議と話し合えばよいのではないかと思います。具体的なところは今後検討をお願いしたいと思います。

今年度のスケジュールについて、私の方で気になっていることは、これまで地域日本語教育の総合調整会議をこの懇話会に兼ねて1回分を使って行っていました。そこに指針の改定

も合わさってきたときに、十分に時間的に入るのかということが少し気になっています。その辺りは事務局の方で話題にはなっていますか。

**(事務局)**

1月に行う総合調整会議を兼ねた懇話会については、地域日本語教育の議題に指針の改定案の議題が上乘せされるような形になるため、おそらく通常の2時間では難しいのではないかと考えています。場合によっては3時間くらいになってしまうのではないかと思います。この会議を2回に分けて行う必要があるかどうかについては、今後検討させていただきたいと思います。

**(柏崎会長)**

1月の会議については、今のところ時間を長くすることで対応するプランということで承知しました。

**(2) かながわ国際施策推進指針の改定について**

**(柏崎会長)**

議題2「かながわ国際施策推進指針の改定について」、事務局より説明をお願いします。

**(事務局から「資料2」について説明)**

**(柏崎会長)**

皆様から御意見をいただければと思います。最初に私が気になったことをお伺いできればと思います。最後のスケジュールのところですが、来年の3月には改定指針を公表するというゴールが元々決まっているので、そこから逆算して、このようになっていると思います。この懇話会は7月と1月に予定されていますが、なかなか指針について話し合うといってもスケジュールとしては非常にタイトだと感じています。

大まかな進め方としては、まず、資料2別紙の骨子案と呼ばれるものがあり、その後、改定素案というもう少し文章が付いているようなものがあり、更にその次の段階で改定案という、今日の参考資料2(現行の指針)のような形のもので出てくるのではないかと思います。そのように進んでいきますので、今日の段階で骨子案に対して、足りない部分や他のものにする必要があるなど、意見をおっしゃっていただいた方がよいと思います。

まずは、説明に対しての質問などがあればお伺いしたいと思います。

**(片岡委員)**

1つ提案したいことがあります。今の社会情勢を反映した項目を入れた方がよいのではないかと思います。何かと申しますと、ウクライナ避難民の話で、例えば前回の2017(平成29)年のときにはそのときの調整で、2020年のオリンピック・パラリンピックが取り上げられています。今回、令和6年の改定に当たって、注目をあびているウクライナ避難民があります。これは難民ではなく避難民ということで取り上げられてきて、入管法もこれに合わせて改正

案が出されようとしています。国の方でも自治体に積極的な受入れを呼び掛けている項目でもありますので、それに対応する形で1項目として取り上げられた方がよいのではないかと考えています。ただ、施策としては、日本語教育や文化交流を考えるなど、中身はこれまでと同じになるのかもしれないですが、先ほど申し上げたような目的で、特に取り上げた方がよいのではないかと考えています。避難民の人数を調べたところ、160人ちょっとで、23万人の外国籍県民から比べると人数的には少ないですが、人数の面から言えば、拉致問題も大事な問題ということで、分けて取り上げられていますので、令和6年に向けては、ウクライナ避難民の項目も入れた方がよいのではないかと思います。もちろん、令和6年の段階で世界が平和になって、戦争が終わって、ウクライナの方々がハッピーに戻っていかれる状況になれば必要ないかもしれませんが、現状を考えますと設けた方がよいのではないかと思います。提案をさせていただきました。

#### **(柏崎会長)**

ウクライナ避難民のことを入れ込むということですが、項目を今後考えるとしたら、どのようなレベルで入れられるかということもあると思います。指針は向こう数年がかりになるので、骨子案の施策の方向などの項目としては一般的なものを出しておいて、その下の文章的部分の中に入るといったことも考えられるかもしれません。

#### **(片岡委員)**

私のイメージでは、骨子案を一覧にしたときに、施策の方向などの中に出てくるレベルではあってほしいと思っています。文章的なところに入れ込まれてしまうと目に付きにくいので、骨子ということで、題目だけ挙げたときにアップされるようなレベルであってほしいとは思っています。あとはお任せします。

#### **(柏崎会長)**

今の御意見のこともよいですし、このようなことをもっと入れたいという御意見でもよいと思いますがいかがでしょうか。

#### **(高橋委員)**

少し観点は違うのですが、総務省が出している地域における多文化共生推進プランでの指針・計画というところです。例えば、他県の群馬県、宮城県、静岡県等、その他の市もたくさんありますが、多文化共生推進計画となっています。私は、計画というところを少し明確にしてほしいと思っています。推進指針となると、推進に向けて取り組んでいくというような目標的なものは網羅的に出されていると思いますが、それをどのように具体的に計画するかという基本計画的なものが必要だと思っています。この指針を基にどのような計画を展開して、またどのタイミングで計画を見直すかなど、PDCAサイクルを進める目標がないと、ずっと同じ形で推進することになりがちではないかと思っています。他市を見ると皆、計画となっているので、具体的なプランが提案されています。神奈川県では歴史的な経過があって、多文化共生に特化はしていないということで、前にも議論がありましたが、国が推

進して、他県が計画を立てている中で、神奈川県も計画的なところまで、是非踏み込んでいただきたいと思っています。

#### **(柏崎会長)**

計画というと行動計画などいろいろな計画があると思いますが、そのような場合、指針がまずあって、その下にセットで計画があるということが、よくある形ではないかと思っています。

事務局に質問しますが、県の様々な指針の考え方として、指針の下に行動計画や計画のようなものはあるのでしょうか。部局や指針の内容によっては計画とセットにしているなど、何等かの基準のようなものがあれば教えていただきたいです。

#### **(事務局)**

県の上位計画としては、総合計画があり、その下に個別計画といわれるものがぶら下がっています。かながわ国際施策推進指針についても総合計画の下にぶら下がっている個別指針ということになります。環境や福祉など様々な分野ごとの計画がいろいろありますが、どのレベルかということは何種多様です。法定計画という法令によって策定が定められている計画や計画のひな型が示されているような計画もあります。一方、かながわ国際施策推進指針については、そのようなものは何もない中で独自に作っているものになります。まず、いろいろな種類のものがあるということが1つです。

高橋委員の御提案も含めて確認をさせていただきたいのですが、計画というのは、KPI を設けるような計画にした方がよいということでしょうか。計画と指針の違いが何かということについて、計画については、数値目標を設けるということでのよいのでしょうか。

#### **(高橋委員)**

数値目標までできればよいですが、数値的なところで評価することは難しいと思うので、具体的に「何々を作ります」などが示せればよいと思います。数値は示せればよいですが、可能な範囲でというふうに思います。例えば具体的には、「外国籍県民向けの情報発信を充実します」という文言があるとして、それをどのように充実するかということは見えないです。今、生活援護課が作った「さぼなびかながわ」という新しいサイトがありますが、そのサイトを見ても外国籍県民に対する情報発信が弱いと感じています。もっと多言語で相談の場を提供することができると思います。具体的にどのような相談が何件くらいあったかなど、県民の相談の場もありますが、「ネットを使った相談をこのように充実させる」というようなことが、すでに、具体的に示せるのではないかと思っています。実際にこのような形で計画をするということと、一定程度見直しをするなど、今の段階ではこの程度になりますが、他県の推進計画なども参考にさせていただければと思います。

#### **(柏崎会長)**

現行の指針でいいますと、骨子のような題目から始まって、施策の方向があつて、施策の展開が具体的な部分になると思います。確かに何々の充実を図りますなど、抽象度が高いものもあれば、固有名詞が出てくるような、今の話の計画に近い形で触れられているようなも

のもあると思います。1つの考え方としては、一番下の具体的な項目である施策の展開の部分について、より計画に近いような形に持っていくことができるかが課題だと思います。

#### **(富本委員)**

改定指針案では、基本目標が5つ挙げられていますが、今期の委員については、特に基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」に具体的に課題を感じている方や、具体的な提案を持っている方が多く参加されているのではないかと思います。

この基本目標1については、③日本語教育の充実と④外国につながる子どもたちの教育等の充実という二つが新たに項目として加わっていますが、他にも重要な項目がないか、ぜひ委員の皆さんの御意見を伺いたいと思っています。私個人的にはコロナ禍で多言語相談に対応してきた中で、まだまだ課題が多い医療やいのちに関わる項目を盛り込みたいと考えています。

また、基本目標の1から5の項目立てや内容を変える必要がないかについてももう少し時間をかけて議論するのはいかがでしょうか。

#### **(柏崎会長)**

基本目標が1から5になっていますが、私もそこは同感です。実際のところは依然としてそのネーミングは国際施策推進指針となっていますが、他の多くの都道府県がそうなっているように、多文化共生の指針という性格が、長いこと強くなってきている現状があります。私たちは基本目標1の内容が大きいと思っているというところがあります。そこをどのようにまとめていくか、ということだと思います。以前からこのような話になると、神奈川県には「国際」施策としてきた伝統があるからということ、そこから先は進まないのですが、場合によっては、基本目標のどこかをまとめることや、基本目標を増やすことなども考えられますが、基本目標がたくさんあるのも指針としてはよくないかもしれませんので、そこも悩ましいと思っています。大枠をどうするのかは、とても大事なポイントではないかと思っていますので、めざす姿があり、基本目標が5つあるという形について、御意見があればお願いします。

#### **(徳永委員)**

骨子のところで1つ気になったのは、基本目標5の基地対策の推進についてです。どのような経緯で掲載されているのかは分かりませんが、現行指針にも厚木基地のことが記載されています。厚木基地は、大和市と綾瀬市にまたがっているもので、基地問題については、大和市でも基地対策課という担当部署が専門に扱っていますが、今回、御出席されている委員の方の中でも基地対策や基地問題から代表で出ている方はいらっしゃらないように思います。基地の整理縮小などの問題になるとかなりグローバルになるので、国際指針として、私たちが話し合うような内容からは超えているように思いますので、基地対策の関係者の話なども聞く必要があるのではないかと思います。カテゴリー的に難しい問題があるように感じました。

**(柏崎会長)**

国際政策の中に、基地対策が入っていること自体、かながわの指針の特徴の1つのように思っています。ここは、県の上の方でどのように政策を分けているのかということで決まってくるような印象もあります。例えば、基地対策となると、他の多くの多文化共生の指針とは離れるので、基地対策について、何か別の計画や指針などにすることは、可能性としてあるのでしょうか。

**(事務局)**

歴史的な背景などもありますが、基地だけで単独に指針にすることが難しい中、神奈川県が基地県でもあるということから、国際関係ということで、この国際施策推進指針に盛り込まれたのではないかと考えています。

**(柏崎会長)**

実際のところ、そのようないろいろな経緯があって、この指針になっているということだと思います。

**(高橋委員)**

そう考えますと、国際施策推進指針の中に多文化共生の計画を立てるというようなことは難しいのでしょうか。大枠についてはそのまま維持するとしても、その中に行動計画として、具体的な多文化共生としての基本計画を立てるというようなものを中に織り込んで、具体的な施策の方向に入れていくということは難しいのでしょうか。

**(事務局)**

具体的な行動や計画という中で、県の総合計画の中にプロジェクトという形で細かく決まっている部分もあります。この指針については、総合計画を補完するようなものになりますので、例えば、相談件数などはKPIが決まっているということもあります。指針の中には具体的にそのようなことは出てきていませんが、実は、別の切り口でKPIが細かく決まっているというところもあります。分かりづらいところではありますが、実際にそういったものもございます。中に織り込むということは難しいとは思いますが、検討はさせていただきたいと思います。

**(柏崎会長)**

全部とまではいかないとは思いますが、例えば相談など何等かの目標値が元々決まっているのであれば、指針の脚注など、どこに入れるかは分かりませんが、これについては、何年度にどのくらいを見込んでいる、目標としているなど、追記していくという方法はとれるのではないかと思います。誰が探しても分からないような数字は不自然のようにも感じました。

**(事務局)**

指針は総合計画と並行にあるというところもありますが、公表されている数字については、



見たときに分かりやすいような工夫はしていきたいと考えています。

#### **(丸山委員)**

骨子の基本目標1に新しい項目が入ったのはよいと思っていますが、④外国につながるのある子どもたちの教育等の充実について、参考資料9の施策を拝見したところ、高校教育課の施策が記載されています。外国につながるのある子どもというのは、県としては高校生が役割分担であるということは分かりつつ、小中学校が教育委員会であれば、どのような連携をしているのかや、各市町村の教育委員会では外国につながるのある子どもたちの方針として、どのようなものがあるのか、どのような連携があるのかなども資料として共有いただくと、一番見えにくいところなので、ありがたいと思っています。一般的に子どもというと高校をイメージする人は少ないと思います。小中学校や、最近増えてきている幼少期も含めて把握はしておきたい。具体的な例が高校生だったので、お尋ねしたところです。

#### **(事務局)**

県庁の中でも知事部局と教育委員会の執行機関が分かれています。その教育委員会の部分については、県行政の範疇として一般的には高校ということになるという限界はあります。お答えではございませんが、現実問題としてはそのようなことがあります。丸山委員のおっしゃるとおりの部分はあると思います。そのような事情があるということと、丸山委員の御発言の趣旨は、十分理解しておりますということをコメントさせていただきます。

#### **(丸山委員)**

行政の事情はよく分かった上でお伝えしていますが、高校生になって何かしようと思っても、もっと前段階で知るためにはどうしたらよいかということがあるので、分かりつつお伝えしました。

#### **(高橋委員)**

現行の指針の目次を見ると、推進体制が下の方に書いてあって、その中に市町村などとの連携という項目があります。県の施策としては高校が中心になってしまうとは思いますが。市町村との連携として、実は、今、県からの呼びかけで、各市町村の国際教室の担当者などの連携会議を開いていて、私も出席させてもらっています。そのような取組の中で、更にその体制の強化や具体的な情報交換が行われています。日本語教育の推進については、高校でも行っていますが、中学校と高校の連携というところがまだ大きな課題として残っています。特別の教育課程を高校でも実施できるようになっていますが、中学校と高校の連携が課題になっていると思います。そういった意味で、市町村との連携については、具体的な取組も含めて必要になってくるのではないかと思います。

#### **(事務局)**

現行の指針は、2016（平成28）年度の状況で記載させていただいており、今回の骨子案では、外国につながるのある子どもたちの教育をきちんと充実させていくために新たに盛り込

んでいます。その中で連携を強化することや制度の狭間にいる子どももいらっしやると思いますので、そのようなところを新たに加えていくという考え方でおります。

**(柏崎会長)**

外国につながるのある子どもたちの教育等の充実については、これまでも取組としてはあったにせよ、改定の方角の1つの新しい柱として、どのように書き込んでいくかは重要なポイントになると思います。

先ほど、富本委員がおっしゃっていたことで、医療のことが大きくなっているということですが、それを施策の方角の中で、どのように反映させていくかについて、何かアイデアなどはお持ちでしょうか。

**(富本委員)**

多言語相談窓口では、外国人の方から病院に行きたい、ワクチンを接種したいといった相談が多く寄せられるのですが、残念ながら日本語ができない方はダメというふうに、あからさまに断られることがよく起こります。幼稚園や保育園の入園についても外国人であることを理由に断られ、子どもたちにとって最初の集団生活の機会が奪われてしまうということが起こっています。外国人の方が安心して生活していくためにも医療機関や、幼稚園・保育園などの受入れ側の意識を変えるということを打ち出していければと思っています。これらのテーマをすべて基本目標1の多文化共生の地域社会づくりの中に含めるのか。いのち、医療、福祉などの観点で、計画の骨子全体を見直す検討もできるのではないかと感じています。

**(柏崎会長)**

そういった意味では、差別をしない、させない、その防止の部分についてももう少しどこかに出せるとよいと思います。ただ、あちらこちらに出てくるのかもしれないので、項目の立て方は難しいですが、何かしら受入れ社会側の意識の問題というものをどこかに出せたらよいのではないかと思います。

**(横山委員)**

確かに日本語教育や制度の整備も大事ですが、心のケアが一番大事になってくると思います。骨子を読ませていただいたときに、医療の困りごとをどこに相談するのかということもそういったことに入ってくると思いますが、それらしい言葉を指針の中で探しても文字としては、「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進くらいしか見当たらないです。それは、どちらかという、形の上で国際的にヘルスケアの先進をいくということなので、しっかりと小さな子どもから大人まで外国人の方々に寄り添った心のケアをするということがとても欠けていると思いました。また、指針を読んでいて、それをどこに落とし込めるのかということを感じました。

**(柏崎会長)**

その辺りの作り方の工夫が必要になると思いますが、その観点を意識して今後詰めていく

ことができればよいと思いました。

**(横山委員)**

外国人の方が高齢化しているということもあります。小さな子どもや若者だけでなく、年を取ってどのように過ごしていこうかと考えている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々も含めた対策についても検討すべきことだと思います。

**(柏崎会長)**

この会議でもよく出てきますが、ライフステージに合った形で、それぞれのステージのニーズがあって、それに合わせたものがしっかり提供できるようにという観点ともつながると思います。

**(富本委員)**

先ほど私が発言させていただいたことについて、柏崎会長がおっしゃった差別偏見に向き合う、という観点がとても大事だと痛感し、思い出したことがあります。神奈川県では、津久井やまゆり園の事件が起きた後に、「ともに生きる社会かながわ憲章」というものを出していますが、実はこの憲章は主に障がいのある方との共生を想定していて、外国人との共生が十分に含まれていないように感じています。せっかく神奈川県で「ともに生きる」ということを打ち出しているのですから、そこと連動するような差別偏見に対する項目を国際施策推進指針に新たに入れると包括的に物事が捉えられるのではないかと思います。

**(柏崎会長)**

賛成です。

骨子を見ながらの私の感想のようなことにはなりますが、ひとつ指摘します。基本目標3 グローバル人材などの育成、⑬外国人材の育成・活用について「外国人材の活用」という言葉は、政府のいろいろな文書に出てくる言葉ですが、私は活用という言葉には相当に抵抗があります。主語が誰で、活用されるのは誰かと考えたときに、あまり指針の中でこのような出し方をするのはどうなのかと考えました。

**(事務局)**

現行指針を策定した2017(平成29)年のときには、国の方でも外国人材の活用という言葉結構使っていたので、県でもこのような言葉を使ったのではないかと考えています。改めて国の資料を確認したところ、現在は、国の方でも活用という言葉は使っていないようです。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」でも使われていませんので、このところは、見直しをさせていただこうかと考えています。例えば、外国人材の受入推進や、活躍促進というような言葉であればよろしいのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

**(柏崎会長)**

是非、その線をお願いします。

言い残したことがもう1つあります。外国人材という辺りで少し出てきてはいるのですが、多文化共生の地域社会づくりの中で、外国籍、外国につながる人たちが主体的に参加する、活動するという側面が、全体的に少し弱いように思います。あるといえば外国籍県民かながわ会議はあるのですが、そのような会議がありますというところで終わっているような感じがしています。もう少し多面的な形で、支援活動も大事ですが、同時に社会参加的なものが何かしら入るとよいのではないかと考えていました。

### **(高橋委員)**

柏崎会長がおっしゃった項目の下に、新たに⑭適正な労働環境等の確保という項目が立っていますが、これも重要なテーマだと思っています。⑭適正な労働環境等の確保とは、具体的にどのようなことを進めていこうと考えているのか、是非教えていただきたいです。例えば、企業との連携や県として適正な労働環境にあるかを調査したり、サポートするなど、項目立ての理由を教えていただければと思います。

### **(事務局)**

取組の中身については、これから検討していくことになってしまいますが、現状行っていることとしては、外国人労働相談を多言語で受けているということがあります。また、新しいものとしては、日本語教育の中で、労働団体と連携して外国人労働者向けの日本語教育を実施していくことになっており、新しいものとしてはそれだけになっています。指針を作った上で、施策の展開につきましては、これから検討という段階です。具体的なお話が今できなくて申し訳ないのですが、やはり昨今、技能実習生など外国人労働者の職場環境が課題となっている中で、県としても重要な問題だと捉えていますので、施策の方向の項目の1つとして特出しさせていただきました。

### **(事務局)**

補足させていただきますが、基本的に技能実習制度などは、国の所管にはなります。そういった中で、県としてできることは、労働相談をきちんと受け、相談があったものについては、国へつないでいくなど、役割としてはそのようになってしまわないかと思っています。

国の方としても技能実習制度は、大きく変わろうとしていますし、特定技能の方も大きく見直しを図っているところだと思いますので、そういった国の動きを見ながら、外国人労働者の方が、安心・安全に働けるような環境を作っていきたいと思っています。国際課でできることとしては、外国人労働者向けの日本語教育ということにはなりますが、産業労働局ともしっかり連携して進めていきたいと考えています。

### **(高橋委員)**

労働環境等の確保という項目でしたので、更に何か環境の確保としてできないかと思っています。県ではなかなか難しいのかもしれませんが、労働相談で受けたところに対して、もう少し企業への改善を促すことや、県には労働センターもあるので、労働センターと連携して研修会をするなど、何かをすることができるのではないかと考えています。私が抱えてい

る課題として、家族滞在の高校生が、高校を卒業して就職が決まった場合に、家族滞在から就労ビザに変えられる制度が昨年から施行されていますが、残念ながら多くの企業は内定を出してくれません。せっかく制度ができたのですが、高校を卒業して働こうとしても企業は内定を出してくれないので、まだ理解が進んでいない企業に対して、県からも働きかけをお願いしたいと思います。

**(柏崎会長)**

神奈川県は家族滞在という形でくらしている外国につながる子どもたちや、人たちが多い場所だと思しますので、そういったことも進むとよいと思います。

**(事務局)**

冒頭に片岡委員から御意見をいただいたウクライナ避難民のことについて、これまで、本県においても国、市町村に加えて支援団体や企業に御協力いただきながらウクライナ避難民支援を行ってきたところです。現在の情勢が続いている以上は、継続して支援を行っていきますが、例えば、指針に記載する際に、ウクライナに限定してよいのかという御意見も出てくるのではないかと感じています。国の方でも準難民制度というものが検討されていますので、県でもどのような形でそこに関わっていくことができるのかということも含めて、改めて検討させていただきたいと考えています。

**(柏崎会長)**

以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。